



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本石油輸送株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田公生
(コード番号 9074 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 松井克浩
(TEL. 03-5496-7671)

単元株式数の変更、株式の併合およびこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 99 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を最終的に 100 株に集約することを目指しており、その移行期限が平成 30 年 10 月 1 日とされました。

当社といたしましては、これに対応し、平成 28 年 10 月 1 日をもって当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に関する定款一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって実施いたします。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じるものとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式の併合」といいます。）するものです。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 60 百万株から 6 百万株に変更するものといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

6,000,000 株（併合前：60,000,000 株）

（注）発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式の併合の効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在） | 33,229,350 株 |
| 併合により減少する株式数 | 29,906,415 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 3,322,935 株 |

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合の割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|--------|------------------|-----------------------|
| 10 株未満 | 365 名（9.29%） | 572 株（0.00%） |
| 10 株以上 | 3,563 名（90.71%） | 33,228,778 株（100.00%） |
| 合計 | 3,928 名（100.00%） | 33,229,350 株（100.00%） |

（注）上記株主構成を前提として株式の併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 365 名（所有株式数の合計 572 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式の併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。

具体的なお手続きについては、株主様が口座を開設されている証券会社または証券会社に口座を開設されていない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式の併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じるものといたします。

3. 定款一部変更について

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

| 現 行 | 変 更 案 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600万株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> と する。 | (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす る。 |

4. 主要日程 (予定)

平成28年5月13日 取締役会 (単元株式数の変更、株主総会招集の決議)

平成28年6月29日 第99回定時株主総会 (株式の併合の決議)

平成28年10月1日 単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は、平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年9月28日となります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更および株式の併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を最終的に 100 株に集約することを目指しており、その期限を平成 30 年 10 月 1 日とすることが平成 27 年 12 月 17 日に公表されました。

当社といたしましては、これに対応し、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものとし、併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数の変更および株式の併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 28 年 5 月 13 日 取締役会（単元株式数の変更、株主総会招集の決議）

平成 28 年 6 月 29 日 第 99 回定時株主総会（株式の併合の決議）

平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更 ※

平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日 ※

平成 28 年 11 月上旬 株主様へ株式併合割当通知発送 ※

平成 28 年 12 月初旬 端数処分代金の支払開始 ※

※ 平成 28 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が承認決議された場合の予定です。

Q 3. 株式の併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式の併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式の併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍になります。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 各株主様の株式の併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

各株主様の議決権数は、株式の併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、単元株式数の変更および株式の併合の前後で、所有株式数および議決権数は、以下のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|-----|---------|------|-------|------|---------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例 1 | 3,000 株 | 3 個 | 300 株 | 3 個 | なし |
| 例 2 | 1,500 株 | 1 個 | 150 株 | 1 個 | なし |
| 例 3 | 555 株 | なし | 55 株 | なし | 0.5 株 |
| 例 4 | 8 株 | なし | なし | なし | 0.8 株 |

- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増しまたは買取り制度がご利用できます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.8 株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 では、株式の併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。
- ・なお、株主様が開設されている証券会社の口座が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式の併合の手続きがなされます。詳しくは口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式の併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増しまたは買取りのお申し出は、お取引の証券会社等において受け付けております。証券会社等に口座を開設されていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 受取配当金への影響はありますか？

A 7. 今回の株式の併合により株主様の所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式の併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他要因を別にすれば、株式の併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式の併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式の併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社等または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

以上